

募集要領

1 概要

航空自衛隊静浜基地において、隊員の福利厚生向上を図るため、展示即売店の設置及び経営を行う業者を以下の諸条件により募集する。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格若しくは同等の資格）を有すること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保される者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 営業内容に応じ関係法令に基づく必要な営業許可、営業届出、酒類販売業免許その他の必要な許可等を有する者又は取得できる者であること。

3 設置施設の所在地及び名称

静岡県焼津市上小杉1602 航空自衛隊静浜基地

4 募集期間

令和8年10月19日（月）から同年10月30日（金）まで

5 公募説明会（募集要領等及び現場説明会）

本公募への参加を希望する業者は、令和8年10月30日（金）17時までに次の（4）に示す担当者へ連絡すること。

なお、連絡がなかった場合は、公募への参加を認めない。

- (1) 日 時：個別に調整するものとする。
- (2) 場 所：静浜基地厚生センター１階ロビー
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書及び募集要領
- (4) 担当者：〒４２１－０２０１
静岡県焼津市上小杉１６０２
航空自衛隊静浜基地 基地業務群業務隊厚生班（仲宗根）
連絡先：０５４－６２２－１２３４（内線：４７６）

6 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法第１８条第６項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置場所
 - ア 厚生センター１階ロビー（屋内）
 - イ 厚生センター正面入口前（屋外）
- (3) 営業区分及び営業時間
 - ア 昼間営業
平日１１時から１３時まで
 - イ 夜間営業
平日１７時から１９時まで
※夜間営業はアルコール飲料を含む商品の販売を可とする。
- (4) その他
 - ア 営業内容に応じ必要となる営業許可、営業届出、酒類販売業免許その他関係法令に基づく許可等について保健所に確認の上、取得すること。
 - イ 仕様書のとおり。

7 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出
展示即売店の設置及び営業を希望する者は、提出書類一覧の書類を（２）の提出先に、（３）の提出期限までに宅配便若しくは郵便により送付するか、又は持参すること。
なお、提出された書類は、返却しない。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書（別紙様式第１）１部
 - (イ) 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第２）１１部
※販売予定商品がわかるチラシ、パンフレットの添付でも可
 - (ウ) 出店要望表（別紙様式第３）１部
 - (エ) 営業内容に応じ必要となる営業許可書、営業届出受理書、酒類販売業免許その他関係法令に基づく許可証等の写し（営業許可、営業届出、酒類販売業免許その他法令上の許可等が必要な商品を販売する場合のみ）

(オ) その他関係書類 各 1 部

公募に参加するために必要な資格を確認するため、次の a から i に示す関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備、参加資格がないと判断された場合は、書類審査は行わず無効とする。）。)

- a 業務確約書（別紙様式第 4）
- b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
- c 業者概要（別紙様式第 5）
- d 財務諸表
個人：直近の（申請日直前 1 年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
法人：直近の（申請日直前 1 年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書（個人：その 3 の 2、法人：その 3 の 3）
- f 印鑑証明書
- g 誓約書（別紙様式第 6）
- h 役員名簿（別紙様式第 7）
- i 身分証明書のコピー（基地内へ入門する可能性のある者全員分）

※防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を c、d 及び e に定める書類に代えることができる。

※公的機関が発行する書類については、それぞれ発行後 3 か月以内のものとする。

(2) 提出先

〒421-0201

静岡県焼津市上小杉 1602

航空自衛隊静浜基地 業務隊厚生班 宛

(3) 提出期限

令和 8 年 11 月 6 日（金）17 時必着

8 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- (4) その他、不法行為が認められた場合

9 選考の方法

書類選考による総合的審査の上、展示即売店業者を決定する。

なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

10 選定結果の通知

(1) 選定結果通知時期

令和８年１２月を予定

(2) 通知方法

選定結果は当該業者に直接連絡する。

申請書

令和 年 月 日

静浜基地司令 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

静浜基地において、展示即売店を設置し、営業を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

注：商号又は名称、代表者の氏名及び担当者氏名にはフリガナをふり、押印は登録印を使用すること。

主な販売予定商品・販売価格表

業者名 _____

展示即売店利用者の利点

商品名	販売価格	商品写真
	当日 円	
	市価 円	
	当日 円	
	市価 円	
	当日 円	
	市価 円	
	当日 円	
	市価 円	

注：1 販売予定商品が 5 点以上ある場合は、価格表を複数枚（上限 3 枚）作成すること。

2 価格は税込みとする。

3 販売予定商品の写真については、商品がわかるチラシ等の添付でも可とする。

出店要望表

業者名：

番 号	営業区分	出店場所	出店要望日	出店面積 (㎡) (バックヤード等を含む。)	備 考 (間口、奥行)
1	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
2	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
3	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
4	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
5	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
6	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
7	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
8	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
9	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
10	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
11	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
12	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
13	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
14	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			
15	☐ 昼間営業 ☐ 夜間営業	屋内 ・ 屋外			

注：営業区分及び場所ごとに展示即売店設置の希望日（土日祝日及び年末年始を除く。）を記入する。

業務確約書

令和 年 月 日

静浜基地司令 殿

「静浜基地における展示即売店の設置及び営業」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人 ・ 個人

注：商号又は名称、代表者の氏名及び担当者氏名にはフリガナをふり、押印は登録印を使用すること。

業者概要

業者名：_____

1 会社概要 (1) 本社(店)所在地・・ (2) 設立年月日・・ (3) 資本金・・・・・・ (4) 社員数・・・・・・ (5) 店舗数・・・・・・ (6) 売上高・・・・・・ (7) その他・・・・・・ (※パンフレット等があれば提出すること。)
2 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置(200字以内)
3 衛生管理方法(200字以内)
4 クレーム、要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (200字以内)

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記第 1 項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第 2 項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第 3 項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第 1 項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員（以下「暴力団員」という。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第 7 により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) （1）による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

南関東防衛局長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者の氏名

印

[illegible]